

国名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」
保存活用計画

岩沼市教育委員会



名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」



夕景の「武隈の松」



雪景の「武隈の松」

序 文

「武隈の松」は陸奥国の著名な歌枕であり、能因法師や西行法師をはじめとして多くの歌人によって歌に詠まれています。元禄2年（1689）3月27日、松尾芭蕉は門人の河合曾良を伴って、東北地方・北陸地方の歌枕ゆかりの地を訪ねる『おくのほそ道』の旅に出ました。仙台領の岩沼宿で「武隈の松」を見た芭蕉は、その見事な樹形や植え継がれてきた松の歴史に感激し、『おくのほそ道』の中で「め覚る心地はすれ」と記しています。

現代に至るまで多くの苦難を乗り越えながら人々の手で植え継がれ、守り伝えられてきた松は、昭和44年5月29日に町指定文化財（市制施行後は市指定）「二木の松」に指定され、市民に親しまれてきました。そして、平成26年3月18日には、おくのほそ道の風景地「武隈の松」として本市初の国名勝に指定されました。

本市では、「武隈の松」の本質的な価値の確実な継承及び適切な活用についての基本的な方針を示すため、保存活用計画を策定いたしました。今後は、本計画に基づいて名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の保存・活用に努め、多くの方々にその価値や魅力について理解を深めていただけるように努めて参りたいと考えております。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」保存活用計画策定委員会の委員各位、文化庁及び宮城県教育委員会からご指導・ご助言をいただきました。ご尽力いただきました関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月31日

岩沼市教育委員会
教育長 百井 崇

例 言

1. 本書は、名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の保存活用に関する事項を定めた計画書である。
2. 本計画の策定は、平成30年度～令和2年度の3か年で実施した。
3. 本計画は、名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」保存活用計画策定委員会及び文化庁文化財第二課名勝部門・宮城県教育委員会文化財課の指導助言を得て、岩沼市教育委員会が策定した。
4. 本計画の策定に係る事務は、岩沼市教育委員会生涯学習課が担当した。
5. 本計画は、第1章「名勝指定の経緯」、第2章「保存活用計画策定の経緯と目的」、第3章「名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の概要」、第4章「名勝の本質的価値と景観の構成要素」、第5章「構成要素の現状と課題」、第6章「保護の理念と保存・活用の基本方針」、第7章「保存」、第8章「活用」、第9章「現状変更等及び復旧の取扱い」、第10章「管理・運営の基本方針」、附章1「名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針(案)」、附章2「関係法令」で構成される。
6. 本計画で引用している『おくのほそ道』及び『曾良旅日記』は、萩原恭男校注1982『岩波クラシックス8 芭蕉おくのほそ道 付曾良旅日記 奥細道菩提抄』(岩波書店)に掲載のものであり、その底本は素龍清書本(西村本)である。
7. 本計画に掲載している資料のうち、以下については所蔵機関からの提供を受けた。
 - (1) 資料7、31 『名取郡岩沼郷館并館下絵図』: 宮城県図書館所蔵
 - (2) 資料11、13 『葛の甍』: 宮城県図書館所蔵
8. 本計画は必要に応じて見直しを行い、適宜改定する。また、10年を目途に定期的な見直しを行うように努める。
9. 本計画の定期的な見直しにあわせて、指定地の現状を把握し直し、課題を抽出して改定後の計画に反映する。
10. 本計画は、令和3年4月1日から運用する。

目次

第1章	名勝指定の経緯	
第1節	名勝指定以前の経緯	1
第2節	名勝に至る経緯	1
第3節	名勝指定の状況	4
第4節	名勝指定の範囲	8
第2章	保存活用計画策定の経緯と目的	
第1節	計画策定の経緯	11
第2節	計画策定の目的	13
第3節	計画策定の対象範囲	13
第4節	他の計画との関係・連携	13
第3章	名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の概要	
第1節	歌枕「武隈の松」	14
第2節	『おくのほそ道』と「武隈の松」	15
第3節	自然的環境	16
第4節	歴史的環境	17
第5節	社会的環境	19
第4章	名勝の本質的価値と景観の構成要素	
第1節	名勝の本質的価値	23
第2節	景観の構成要素	23
第5章	構成要素の現状と課題	
第1節	本質的要素の現状と課題	26
第2節	顕彰的要素の現状と課題	26
第6章	保護の理念と保存・活用の基本方針	
第1節	保護の理念	28
第2節	保存・活用の基本方針	28
第7章	保存	
第1節	保存の方向性	29
第2節	保存と整備の方策	29

第8章	活用	
第1節	活用の方向性	35
第2節	活用と整備の方策	35
第9章	現状変更等及び復旧の取扱い	
第1節	文化財保護法による現状変更等の取扱い	37
第2節	指定地の現状変更等に関する取扱い	38
第3節	文化財保護法による復旧の取扱い	39
第10章	管理・運営の基本方針	
第1節	現状と課題	40
第2節	方向性・方法	40
第3節	保存活用計画策定後の管理・運営	41
参考文献		42
附章1	名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針（案）	43
附章2	関係法令	45

第1章 名勝指定の経緯

第1節 名勝指定以前の経緯

「武隈の松」（別称：「二木の松」）は、天曆5年（951）に撰進された『後撰和歌集』など、9つの勅撰和歌集の計16首もの歌に詠まれた陸奥国を代表する著名な歌枕のひとつである。平安時代に陸奥国守の藤原元善が植え継いで以降、途中途絶えることがありながらも脈々と植え継がれて現在に至っている。江戸時代の岩沼要害を描いた絵図にも「武隈の松」が描き込まれており、『曾良旅日記』には竹垣の囲いが設けられていたことが記されている。現在の「武隈の松」は、幕末に岩沼の呉服商であった作間万吉によって市内の二野倉海岸から移植され、植え継がれたものといわれている（岩沼市史編纂委員会1984・p42 参考文献参照）。

昭和44年（1969）5月29日、「武隈の松」は「みちのくの歌枕の中で二木の松はその歌の多いことで屈指の名木である」ことから、町指定文化財「二木の松」に指定された。以後、町（市制施行後からは市）が松の維持管理に努めている。また、平成元年（1989）には奥の細道紀行300年を記念して、「武隈の松」の隣接地が「二木の松史跡公園」として整備され、平成3年（1991）から供用を開始している。

なお、指定地は全て公有地であり、岩沼市が所有している。

第2節 名勝に至る経緯

平成24年5月、文化庁により、歌枕に関わる名所又は由緒地で、近世・近代庶民の観賞の対象となった優れた景観の名勝指定の重要性が示された。そのような指定の候補として、松尾芭蕉が東北・北陸地方の歌枕に関わる名所又は由緒地を巡る旅の経験をもとに編んだ『おくのほそ道』の景観が挙げられた。文化庁では、平成24年（2012）10月の文化審議会文化財分科会第三専門調査会名勝委員会における意見を踏まえ、『おくのほそ道』の作品中、歌枕に関わる名所又は由緒地について、保護することができる場所、名勝の指定地としての評価が確実である場所の特定を行った。

平成25年11月15日、文化審議会文化財分科会が全国の13箇所について、おくのほそ道の風景地としての名勝指定を答申した。平成26年（2014）3月18日に、13箇所のおくのほそ道の風景地を一連の景観として保護するため、名勝おくのほそ道の風景地の指定に係る官報により文部科学省告示が行われた。その後、平成28年10月3日までに4回の追加指定が行われ、計25か所が指定されている。

「武隈の松」は、歌に詠まれた往昔の樹形を維持して植え継がれ、当時の景観を遺す「緑樹の叢生する場所」であることから、名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」として平成26年（2014）3月18日、文部科学省により国の名勝に指定された。

「武隈の松」の名勝指定に至る経緯及び指定後の経緯については、次表のとおりである。

武隈の松の名勝指定に至る経緯及び指定後の経緯

日付	内容
平成25年1月26日	文化庁文化財部記念物課による『おくのほそ道』の名勝指定に係る調査に伴い、「武隈の松」について調査票を提出。
平成25年10月17日	文部科学大臣が、文化審議会文化財分科会に「武隈の松」を含む13箇所について、おくのほそ道の風景地としての名勝指定を諮問。
平成25年11月15日	文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に「武隈の松」を含む13箇所について、おくのほそ道の風景地としての名勝指定を答申。
平成25年12月4日	文化審議会文化財分科会第3専門調査会名勝委員会が「武隈の松」を現地調査。
平成26年3月18日	名勝おくのほそ道の風景地として「武隈の松」を含む13箇所の指定を官報により文部科学省告示。

指定地一覧については次のとおりである。

初回の指定（13か所） 指定年月日 平成26年（2014）3月18日

No.	指定地の名称	所在地	名勝の指定基準（類型）	面積（㎡）
1	草加松原	埼玉県草加市	三（緑樹の叢生する場所）	19,479.11
2	ガンマンガ淵 （慈雲寺境内）	栃木県日光市	六（峡谷）	22,532.00
3	八幡宮 （那須神社境内）	栃木県大田原市	三（緑樹の叢生する場所）	24,828.17
4	殺生石	栃木県那須町	九（火山）	4,331.81
5	黒塚の岩屋	福島県二本松市	五（岩石）	3,324.00
6	武隈の松	宮城県岩沼市	三（緑樹の叢生する場所）	705.87
7	金鷄山	岩手県平泉町	十（丘陵）	61,677.00
8	高館	岩手県平泉町	十（丘陵） 十一（展望地点）	14,811.00
9	象湯及び汐越	秋田県にかほ市	三（緑樹の叢生する場所） 八（島嶼）	35,868.65
10	親しらず	新潟県糸魚川市	八（海浜）	60,777.30
11	有磯海 （女岩）	富山県高岡市	八（島嶼）	95.00
12	那谷寺境内 （奇石）	石川県小松市	五（岩石）	30,301.43
13	大垣船町川湊	岐阜県大垣市	十（河川）	4,746.84

第1回の追加指定（6か所） 指定年月日 平成26年（2014）10月6日
 （新規の追加指定5か所に既指定の「親しらず」の一部追加指定を含む）

No.	指定地の名称	所在地	名勝の指定基準（類型）	面積（㎡）
1	壺碑 （つぼの石ぶみ）	宮城県多賀城市	三（緑樹の叢生する場所） 十（丘陵）	15,323.46
2	興井	宮城県多賀城市	五（岩石）	298.57
3	末の松山	宮城県多賀城市	三（緑樹の叢生する場所） 十（丘陵）	298.40
4	籬が島	宮城県塩竈市	八（島嶼）	4,443.50
5	親しらず *一部追加指定	新潟県糸魚川市	八（海浜）	6,842.00
6	本合海	山形県新庄市	十（河川）	145,981.00

第2回の追加指定（7か所） 指定年月日 平成27年（2015）3月10日
 （新規の追加指定6か所に既指定の「象潟及び汐越」の一部追加指定を含む）

No.	指定地の名称	所在地	名勝の指定基準（類型）	面積（㎡）
1	遊行柳 （清水流るるの柳）	栃木県那須町	三（緑樹の叢生する場所）	590.58
2	つづじが岡及び 天神の御社	宮城県仙台市	三（緑樹の叢生する場所）	31,115.76
3	木の下及び 薬師堂	宮城県仙台市	三（緑樹の叢生する場所）	53,054.02
4	さくら山	岩手県平泉町	三（緑樹の叢生する場所） 十（丘陵）	193,160.00
5	三崎 （大師崎）	山形県遊佐町 秋田県にかほ市	三（緑樹の叢生する場所） 八（海浜）十（丘陵）	482,099.75
6	象潟及び汐越 *一部追加指定	秋田県にかほ市	三（緑樹の叢生する場所） 八（島嶼）	3,623.00
7	道明が淵 （山中の温泉）	石川県加賀市	六（溪流・深淵）	1,216.85

第3回の追加指定（1か所） 指定年月日 平成27年（2015）10月7日
 （既指定の「有磯海（女岩）」の一部追加指定と名称変更）

No.	指定地の名称	所在地	名勝の指定基準（類型）	面積（㎡）
1	有磯海 *一部追加指定	富山県高岡市	八（島嶼）	198.00

黒塚の岩屋

武隈の松

金鷄山

高館

象潟及び汐越

親しらず

有磯海

那谷寺境内（奇石）

大垣船町川湊

平成26年（2014）10月6日 指定

壺碑（つぼの石ぶみ）

興井

末の松山

籬が島

本合海

平成27年（2015）3月10日 指定

遊行柳（清水流るるの柳）

つつじが岡及び天神の御社

木の下及び薬師堂

さくら山

三崎（大師崎）

道明が淵（山中の温泉）

平成28年（2016）10月3日 指定

けいの明神（氣比神宮境内）

2. 指定基準

三. 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

五. 岩石、洞穴

六. 峡谷、瀑布、溪流、深淵

八. 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

九. 火山、温泉

十. 山岳、丘陵、高原、平原、河川

3. 所在地

埼玉県草加市、栃木県日光市・大田原市・那須町、福島県二本松市、宮城県岩沼市・仙台市・多賀城市・塩竈市、岩手県平泉町、山形県新庄市・遊佐町、秋田県にかほ市、新潟県糸魚川市、富山県高岡市、石川県小松市・加賀市、福井県敦賀市、岐阜県大垣市

4. 説明

松尾芭蕉(1644～1694)は、「俳聖」と称された日本の代表的な俳諧師である。芭蕉は往昔の歌人であった能因(988～1058?)・西行(1118～1190)などの古歌にまつわる歌枕の名所及び由緒・来歴の地を訪ねて陸奥・北陸路を旅し、自らの俳句のみならず、同道した弟子の曾良の俳句をも織り交ぜ、紀行文学の傑作である『おくのほそ道』を完成させた。その作風には、変転と不変を同時に捉えようとした芭蕉の「不易流行」の世界観が貫かれ、「かるみ」の人生観へと昇華させようとする姿勢がうかがえる。芭蕉と曾良が訪ね、『おくのほそ道』又は『曾良旅日記』に書き留めた場所、及び2人が俳句を残した名所及び由緒・来歴の地の多くは、その後、近世・近代を通じて広く観賞の対象として知られるようになり、往時を偲ぶよすがとなる優れた風景を今に伝える。

(中略)

伊達の大木戸を越えて仙台藩領に入った芭蕉と曾良は、岩沼宿において能因・西行の古歌に因む武隈の松を訪れた。根方が二木に分かれた老樹の珍しい樹形と幾多の苦難を越えて植え継がれてきた松樹の来し方に「め覚る心地」を覚えつつ、自らの長い道中にも心を寄せて、芭蕉は「桜より松は二木を三月越し」の句を詠んだ。二木の松史跡公園の一面には、7代目とされる松樹が樹高17mもの勇姿を今日に伝えている。

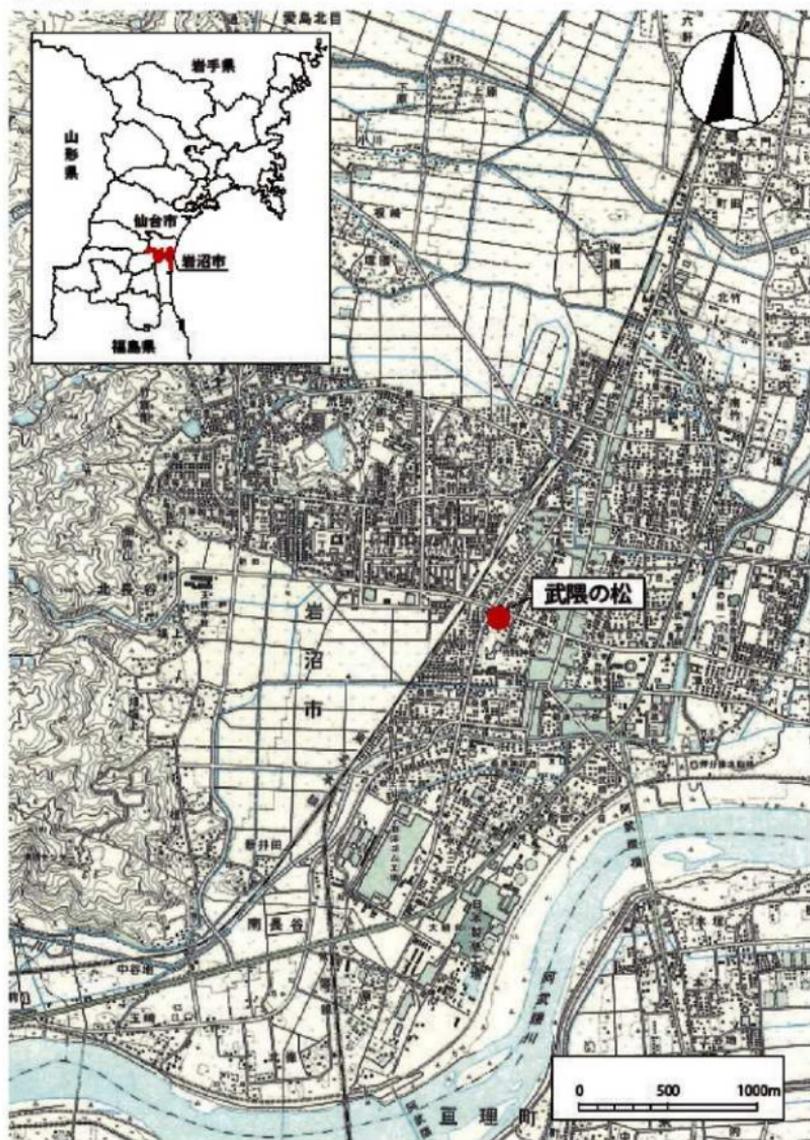
(中略)

長い旅路において、芭蕉と曾良が訪ね、感慨を込めて書き留め、それらを俳句に託した数多の名所及び由緒・来歴の地の風景は、すべて『おくのほそ道』というひとつの作品を通じて後世の人々の風景観に影響を与え続け、今なお『おくのほそ道』の時代の雰囲気や継承しつつ、往時の遺風を伝える。それらは、変わらずに残されてきたものと移ろいゆくものとを同時に捉えようとした芭蕉の「不易流行」の精神を表す場所であり、個別に評価するとともに相互の繋がりのあるものとして評価すべき一体の風致景観である。その観賞上の価値は高いことから、「おくのほそ道の風景地」として名勝に指定し保護を図ろうとするものである。

指定年月日	名勝指定：平成26年(2014)3月18日
	追加指定：平成26年(2014)10月6日
	追加指定：平成27年(2015)3月10日
	追加指定：平成27年(2015)10月7日
	追加指定：平成28年(2016)10月3日

第4節 名勝指定の範囲

1. 位置



資料2 名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の位置

2. 範囲



対象の所在地

宮城県岩沼市二木二丁目85-1ほか 4筆等

対象地域の面積

705.87㎡

対象地域の所有関係の概要

市有地 705.87㎡

資料3 名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」指定範囲

3. 指定地の状況

(1) 所有関係

市有地 705.87 m²

(2) 管理団体

岩沼市（平成26年3月18日指定）

(3) 管理等の現状

以下のとおり、市各部署によって管理等がなされている。

- ①武隈の松の管理：教育委員会生涯学習課
- ②公園の管理：復興・都市整備課
- ③公園内の清掃：地元の二木松寿会に委託
- ④歩道部分の管理：土木課

4. 法規制

- (1) 都市計画法による第一種住居地域
- (2) 都市公園法による公園（特殊公園）
- (3) 道路法による市道

第2章 保存活用計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

平成26年3月18日に、名勝おくのほそ道の風景地として「武隈の松」の指定が官報により告示されたことを受けて、名勝の保存・活用のための計画を策定するため、平成31年2月5日に名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」保存活用計画策定委員会を設置した。平成30年度～令和2年度に、4回にわたり委員会を開催し、保存活用計画を策定した。

1. 名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」保存活用計画策定委員会委員名簿（敬称略） 委員

氏名	所属及び役職名	区分
委員長 千葉 宗久	岩沼市文化財保護委員長	学識経験者（文化財）
副委員長 白鳥 良一	元東北歴史博物館副館長	学識経験者（文化財）
大谷 四郎	二木第二区長	地域代表
大友 浩幸	岩沼市商工会長	地域代表
長田 茂	樹木医	学識経験者（植物）
鈴木 栄一	県造園建設業協会岩沼分会長	学識経験者（造園）
菅原 伸浩 古積 知明	岩沼市復興・都市整備課長	～令和2年3月 令和2年4月～
新妻 敏幸 渡辺 多恵子	岩沼市商工観光課長	～平成31年3月 平成31年4月～

オブザーバー

氏名	所属及び役職名
平澤 毅	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官
関口 重樹	宮城県教育庁文化財課 保存活用班長

事務局

氏名	役職名	
百井 崇	教育長	
高橋 弘昭 石垣 茂	教育次長	～平成31年3月 平成31年4月～
沼田 輝明	生涯学習課長	事務局長
佐々木 伸明	生涯学習課副参事兼課長補佐	事務局員
菊地 英樹	生涯学習課長補佐	
川又 隆央	生涯学習課主幹兼係長	
武田 裕光	生涯学習課主幹	

2. 名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」保存活用計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の保存及び活用について、各分野の専門的見地から助言、指導及び協力を得るとともに、「武隈の松」の文化財としての価値を守り、後世へ継承することを目的とした名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)を策定するため、名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他、保存活用計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者から8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、保存活用計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長を務める。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって実施する。

3 委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年2月5日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、保存活用計画の策定をもってその効力を失う。

3. 審議経過の概要

委員会	開催日	内容
第1回	平成31年3月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・委員長、副委員長選出 ・国名勝指定に至る経緯等について ・保存活用計画の趣旨について ・保存活用計画の章構成について ・保存活用計画策定までの大まかな流れについて
第2回	令和元年10月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 ・基本方針策定のための現状と課題の抽出 ・第1章～第3章の内容について
第3回	令和3年1月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回からの変更点と計画の概要について ・「武隈の松」の保存と整備の方策について ・後継松について ・植え継ぎの方策について
第4回	令和3年3月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回からの変更点について ・計画案の最終確認

第2節 計画策定の目的

「武隈の松」は著名な歌枕のひとつであり、根元から幹が二又に分かれた珍しい樹形を維持して古来より幾度も植え継がれてきた。その本質的価値を守り伝えるため、「武隈の松」の樹勢・樹形の維持や、後継松の育生・植え継ぎの方策等を明示することが重要である。本計画は「武隈の松」の本質的価値を適切に保存し、活用することを目的として、歴史及び現状・課題の整理、本質的価値と景観要素の明確化、保存・活用の基本方針と方法を示し、現状変更等の取扱い指針として位置付けられるものである。

第3節 計画策定の対象範囲

本計画は、名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の指定地（p9資料3参照）及び竹駒神社境内の芭蕉句碑・謙阿句碑（p25資料21参照）を対象範囲とするものである。

第4節 他の計画との関係・連携

1. いわぬま未来構想（平成26年3月策定、岩沼市）
 - （1）歴史・文化などの有形無形の地域資源などを活かし、観光の振興を図る。
 - （2）自然・歴史・文化を大切に、多様な価値観を認め合う心豊かな人を育てる。
2. 岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月策定、岩沼市）
 - （1）地域の価値を高める地域力の向上
 - （2）「ふるさと岩沼」に誇りと愛着を持つふるさと教育の充実
3. 岩沼市公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定、岩沼市）

町内会等による公園の日常点検や清掃・草刈等を通じた地域コミュニティの育成
4. 岩沼市生涯学習基本構想及び第三次生涯学習推進計画（平成31年3月策定、岩沼市）

岩沼の歴史を理解するための学習機会の充実

第3章 名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の概要

第1節 歌枕「武隈の松」

歌枕「武隈の松」の初出は、天曆5年(951)の『後撰和歌集』藤原元善の歌である。以後、永享11年(1439)に撰進された『新統古今和歌集』までの勅撰和歌集で16首が確認でき、応徳3年(1086)に撰進された後拾遺和歌集の橘季通の歌以降は「二木の松」との表現も見られるようになる(岩沼市史編纂委員会2018a・p42参考文献参照)。12世紀半ばに、歌人の藤原清輔によって著された和歌の研究書である『奥儀抄』には、植え継がれる「武隈の松」の物語がまとめられ(p17 歴史的環境参照)、一方では能因法師や西行法師等の文人が「武隈の松」の地を訪れ、歌を詠んでいる。歌枕「武隈の松」が確認できる主な歌は、以下のとおりである。

- 【後撰和歌集(勅撰集)】撰進年次・天曆5年(951)
 - ・藤原元善「栽し時契やし剣武隈の松を再び逢ひ見つる哉」
- 【拾遺和歌集(勅撰集)】撰進年次・寛弘2年(1005)
 - ・能宣「いかで猶我が身にかへて武隈の松ともならむ行人のため」
 - ・藤原為長「武隈の松を見つや慰めむ君が千年の影にならひて」
- 【後拾遺和歌集(勅撰集)】撰進年次・応徳3年(1086)
 - ・橘季通「武隈の松は二木を都人いかゞ〔と〕問はばみきとこたへむ」
 - ・能因法師「武隈の松はこのたび跡もなし千年をへてや我は来つらん」
 - ・僧正深覚「武隈の松は二木をみきといふはよくよめるにはあらぬなるべし」
- 【詞花和歌集(勅撰集)】撰進年次・仁平元年(1151)
 - ・橘為仲「古里へ我はかへりぬ武隈のまつとは誰につげよとか思ふ」
- 【山家集(私家集)】文治2年(1186)
 - ・西行法師「枯にける松なきあとの武隈はみきといひてもかひなかるへし」
- 【新古今和歌集(勅撰集)】撰進年次・元久2年(1205)
 - ・基俊「帰りこむほど思ふにも武隈の松我身こそいたく老いぬれ」
 - ・加賀左衛門「おぼつかな霞立つらん武隈の松のくまもる春の夜の月」
- 【新勅撰和歌集(勅撰集)】撰進年次・貞永元年(1232)
 - ・藤原清正「仮そめの別れと思へど武隈の松に程へむことぞくやしき」
- 【続千載和歌集(勅撰集)】撰進年次・元応2年(1320)
 - ・円光院入道前関白太政大臣「武隈の松を頼みにながらへて昔をみきと誰に語らん」
- 【新千載和歌集(勅撰集)】撰進年次・延文4年(1359)
 - ・九条右大臣「武隈の松は幾世かへにけると年を数へてかへりあはなん」
- 【新拾遺和歌集(勅撰集)】撰進年次・貞治3年(1364)
 - ・源光行「武隈の松の緑もうづもれて雪をみきとや人に語らん」
- 【新業和歌集(准勅撰集)】撰進年次・弘和元年(1381)
 - ・右近大將長親「よ所ながらみきとばかりを契にてつひにつれなき武隈の松」
 - ・後村上院御製「遂にさてみきともいはで武隈の松ならぬ身も年ぞへにける」
- 【新統古今和歌集(勅撰集)】撰進年次・永享11年(1439)
 - ・前中納言為忠「武隈のまつ程過ぎて問はぬ哉昔はみきと思ひ出でずや」

資料4 歌枕「武隈の松」が確認できる主な歌(岩沼市史編纂委員会2015b・p42参考文献参照)

第2節 『おくのほそ道』と「武隈の松」

武隈の松にこそ、め覚る心地はすれ。根は土際より二木にわかれて、昔の姿うしなはず
としらる。先能因法師思ひ出。往昔、むつのかみにて下りし人、此木を伐て名取川の橋杭
にせられたる事などあればにや、「松は此たび跡もなし」とは詠たり。代々、あるは伐、
あるひは植継などせしと聞に、今将千歳のかたちとゝのほいて、めでたき松のけしきにな
ん侍し。

「武隈の松みせ申せ遅桜」と、
桜より松は二木を三月越シ

資料5 『おくのほそ道』での「武隈の松」記載部分

一 四日 雨少止。辰ノ魁、白石ヲ立。折々日ノ光見ル。岩沼入口ノ左ノ方ニ竹駒明神ト
云有リ。ソノ別当ノ寺ノ後ニ武隈ノ松有。竹がきヲシテ有。ソノ辺、侍やしき也。古市
源七殿住所也。

資料6 『曾良旅日記』での「武隈の松」記載部分

芭蕉が岩沼を訪れたのは、元禄2年(1689)の旧
暦5月4日である。『おくのほそ道』では、旅を始め
るにあたり、門弟の挙白から「武隈の松みせ申せ遅桜」
と餞別の句を贈られたエピソードが述べられており、
芭蕉が能因法師や西行法師ゆかりの歌枕「武隈の松」
に強い思い入れを抱いて岩沼を訪れたことがうかが
える。そして、古色蒼然とした「武隈の松」を目の
当たりにした芭蕉は、根元から幹が二又に分かれた
「昔の姿」さながらの樹形で植え継がれていることに
「不易流行」を感じ取り、「め覚る心地」、「今将千歳
のかたちとゝのほいて、めでたき松のけしき」など、
ひとつの樹木に対して最大級の賛辞を贈るとともに
「桜より松は二木を三月越シ」の句を詠んだ。芭蕉の
岩沼来訪と同年の元禄2年(1689)に制作された『名取郡岩沼郷館并館下絵図』(宮城県図書館
所蔵)以後、『岩沼館下絵図』(宮城県図書館所蔵)と記す。)には、根元から幹が二又に分かれた樹形の「武隈の
松」が丁寧に描き込まれている。その傍らには「武隈の松」の別称である「二木之松」の呼称
も記されており、当時からその樹形が人々に広く認識され、岩沼の誇るべき景観として伝えら
れていたことを物語っている。



資料7 竹駒寺と武隈の松(二木之松)の位置
『名取郡岩沼郷館并館下絵図』(宮城県図書館
所蔵)に加筆

芭蕉が訪れた「武隈の松」の位置について、同行した門弟の曾良が著した『曾良旅日記』に
は「岩沼入口ノ左ノ方ニ竹駒明神ト云有リ。ソノ別当ノ寺ノ後ニ武隈ノ松有。竹がきヲシテ有。
ソノ辺、侍やしき也。古市源七殿住所也。」と記されている。また、『岩沼館下絵図』におい
ても「武隈の松」(二木之松)は竹駒明神(神社)の別当寺で能因法師の開基と伝わる竹駒寺の
近傍に描かれており、岩沼館主古内氏の侍屋敷(下中屋敷)の一面に位置していることが確認
できる。

なお、『曾良旅日記』では岩沼館主の名が「古市源七」と記されているが、これは芭蕉来訪
時の岩沼館主であった「古内源吉(主膳重興)」の誤記と考えられている。

第3節 自然的環境

1. 岩沼市の概要

岩沼市は、宮城県南部に位置し、仙台市の南 17.6 km、東経 140 度 52 分、北緯 38 度 6 分にあり、東西約 13 km、南北約 10 km、総面積 60.45 km²で、東は仙台湾に臨み、西は岩沼西部丘陵を隔てて村田町・柴田町、南は阿武隈川を隔てて亶理町、北は名取市と市域を接する。市域の南端を東流する阿武隈川は、福島県と栃木県の境に位置する旭岳に端を發し、福島県内を北流して宮城県へと至る大河川であり、その全長は 239 km を測る。本市は、この阿武隈川が太平洋に注ぐ河口部北岸に位置し、古くから交通要衝の地として知られる。古代では、東山道と、東海道から延びる連絡路の合流地点であり、近世になると奥州街道と浜街道の合する地点であった。現在は、国道 4 号と同 6 号、JR 東北本線と同常磐線が本市で合流している。また、岩沼 I.C から高速道路（常磐自動車道）への乗り入れも可能で、仙台空港も所在している。

市域を地質学的に大別すると、西側の山地と東側の広大な沖積地に分けられる。山地は、奥羽山脈から派生した陸前丘陵に含まれる岩沼西部丘陵（標高 100～300m）と高館丘陵（標高 200～300m）、南北に延びるこれらの丘陵から東へ舌状に張り出す標高 10～30m ほどの長岡丘陵、二木・朝日丘陵と呼称している小規模な段丘からなる。山地の東側に展開する広大な沖積地は仙台平野南部域に相当し、岩沼西部丘陵の東縁から太平洋までの間に 7～8 km の幅をもって広がる。この沖積平野は阿武隈川をはじめ、志賀沢川などの中小河川の堆積作用及び沿岸漂砂によって形成されており、自然堤防が河道や旧河道に沿って発達し、浜堤列が海岸線と並行して南北に発達している。

2. 武隈の松

樹種名	・黒松
所有者（管理者）	・岩沼市
所在地	・岩沼市二木二丁目地内 二木の松史跡公園隣接地
周囲の状況	・高さ 90 cm、幅 200 cm、長さ 520 cm の木柵により保護 ・根元北側に歩道と車道
日照条件	・普通 ・日照不足なし
土地の傾斜	・平坦
根元及び周囲の植生	・（草本）根元に笹が密生 ・（木本）ドウダン、寒椿、コナラなど
周辺樹木との関係	・松の近くにコナラ、ドウダンの植込み
管理状況	・毎年、消毒や施肥等の樹勢回復措置を実施 ・平成 23 年に、松くい虫被害防止の薬剤樹幹注入措置を実施
形状寸法等	・樹高：約 17 m ・胸高周囲：幹周南側 200 cm、幹周北側 210 cm ・根元高 20 cm の周囲：330 cm ・樹齢：150 年以上

資料 8 「武隈の松」の概要（令和 3 年 3 月現在）

第4節 歴史的環境

1. 岩沼市の歴史 (p36 資料 31、32 参照)

市内では現在、埋蔵文化財包蔵地として 66 遺跡が確認されている。市内で発見された最も古い遺物は縄文時代早期の土器であり、その時代から人々が暮らしていたことが分かっている。古墳時代になると、市内各所に遺跡が広がるようになり、特に県史跡かめ塚古墳は、東北地方でも最古段階に含まれる 4 世紀代と推定される前方後円墳である。

奈良・平安時代の遺跡では、『延喜式』記載の「玉前駅家」と推定される原遺跡がある。「駅家」は古代の役人が馬を乗り継ぐための施設で、「玉前駅家」は東山道と東海道連絡路の合流地点に位置する。また、古代陸奥国の交通要衝の地であった原遺跡、及びその周辺には、多賀城跡出土木簡に記された「玉前割（関）」も所在したと推定されている。市内には、陸奥国守の小野篁によって承和 9 年（842）に創建されたと伝わる竹駒神社も所在し、陸奥国府の多賀城に向かう国司等が行き交う中で、「武隈の松」の存在が知られるようになってきたものと推測される。

中世の岩沼には、現在の JR 岩沼駅の辺りに鶴ヶ崎城と呼ばれる城館があったと考えられている。発掘調査成果によると、鶴ヶ崎城跡に関わると考えられる中世まで遡る土塁跡が見つまっている。また、鶴ヶ崎城という名称について、源義家による命名との伝説が残っている。

江戸時代になると、岩沼は城下町や奥州街道の宿場町として発展する。江戸時代の初めには、20 年ほどではあるが、内分大名田村宗良による岩沼藩が成立した。その後、田村氏が一関に転封となったため、以後は幕末まで古内氏が岩沼館主となり、治めることとなった。松尾芭蕉が訪れた元禄 2 年（1689）は古内源吉（主膳重興）が治めていた頃にあたる。

奥州街道（道中）沿いの宿場町であった岩沼には、現在でも旧街道に沿って、本陣門や脇本陣の跡を見ることができ、街道に直交する細長い地割も見ることができる。また、岩沼館（中世の鶴ヶ崎城）の位置に、明治時代の東北本線建設に伴って岩沼駅が建設されたため、当時の遺構はほとんど見られないが、一部が鶴ヶ崎公園として整備されている。

2. 武隈の松

12 世紀半ばに藤原清輔が記した『奥儀抄』や 12 世紀後半に顕昭が記した『顕秘抄』には、「武隈の松」が平安時代から植え継がれてきた物語が記されている。それらによると「武隈の松」は、10 世紀初頭頃にはすでに陸奥国内で著名な松となっていたようである。この松が枯れているのを目の当たりにした藤原元善が植え継ぎ、その後、源満仲や橋道貞が植え継いだとされている。ところが、平孝義が松を切って橋の建材にして以降はしばらく途絶えたようで、能因法師や西行法師の歌は、この間の様子が詠まれたものと考えられる。

次に、中世の「武隈の松」について実在した様子を知らせるのは 14 世紀中頃に宗久が記した『都の芭』と、15 世紀後半に聖護院道興大僧正が記した『廻国雑記』である。『都の芭』では、著者が「武隈の松」の陰で旅寝をしたことが記されており、『廻国雑記』では、著者が「武隈の松」の木陰に立ち寄ったことが記されている。

近世になると、多くの文人墨客が「武隈の松」を訪れるようになる。元禄 2 年（1689）に松尾芭蕉が訪れて、能因法師や西行法師ゆかりの「武隈の松」に不易流行を感じ、「め覚る心地はすれ」等の感慨を『おくのほそ道』に記しているほか、芭蕉来訪の約 70 年後、18 世紀中頃にこの地を訪れた長久保赤水は、著書『東奥紀行』において「樟幹古色、蓋五百年外之物也」と記している。その松が枯れた後に、仙台藩 7 代藩主伊達重村によって植え継がれたが、文久

2年（1862）の烈風で倒木した。その後、幕末の頃に作間万吉という岩沼の呉服商によって植え継がれたと伝えられる松が、現在の「武隈の松」である。このことから、現在の「武隈の松」の樹齢は150年以上と推定される。

時代	人物	概要
平安時代	藤原 元善 (10世紀)	・「武隈の松」が枯れているのを見て、植え継ぐ。 (『後撰和歌集』)
	源 満仲 (912-997)	・野火で「武隈の松」が焼けたため、植え継ぐ。 (『奥儀抄』)
	橘 道貞 (?-1016)	・「武隈の松」が無くなっていたため、植え継ぐ。 (『奥儀抄』)
	平 孝義 (11世紀)	・「武隈の松」を切って橋の建材にする。 ・その後植え継がれず、「武隈の松」が絶える。 (『奥儀抄』)
	能因法師 (988-1058?)	・再び陸奥国を訪れた際に「武隈の松」が無くなっていたことを歌に詠む。 (『後拾遺和歌集』)
鎌倉・室町時代	西行法師 (1118-1190)	・「武隈の松」が無いことを歌に詠む。 (『山家集』)
	宗久 (14世紀)	・「武隈の松」の陰で旅寝をする。 (『部の苞』)
	聖護院道興大僧正 (?-1501)	・「武隈の松」の木陰に立ち寄る。 (『廻国雑記』)
江戸時代	松尾 芭蕉 (1644-1694)	・曾良とともに「武隈の松」を訪れ、昔の姿さながらの樹形と植え継ぎの歴史に感銘して句を詠む。 (『おくのほそ道』)
	長久保 赤水 (1717-1801)	・「武隈の松」を「蓋五百年外之物也」と述べる。 (『東奥紀行』)
	伊達 重村 (1742-1796)	・「武隈の松」が枯れてきたため、植え継ぐ。 (『岩沼物語』)
	作間 万吉 (19世紀)	・「武隈の松」が烈風で倒伏したため、植え継ぐ。 (『岩沼市史』)

資料9 「武隈の松」を訪れた主な人物と植え継ぎの歴史

第5節 社会的環境

1. 「武隈の松」と「二木の松」

「武隈の松」には、「二木の松」との別称があり、市民からは「二木の松」と呼ばれることが多い。市内に点在する明治時代以降の記念碑等でも「二木の松」の呼称が用いられており、市指定文化財としては「二木の松」の名称で指定されている。

同一の松に対し、二つの呼称が付されているが、元禄2年（1689）に制作された『岩沼館下絵図』には「二木之松」と記されており、芭蕉の句でも「松は二木を…」と詠んでいるように、すでに江戸時代には「二木の松」という呼称の方が広く知られていたと推測される。

「二木」の表現が初めて記録に現れるのは、「武隈の松」初出の藤原元善の歌からおよそ100年が経過した橋季通の歌である（岩沼市史編纂委員会 2018a・p42 参考文献参照）。よって「武隈の松」は、橋季通の歌が知られるようになるとともに、「二木の松」という呼称で広まっていったものと思われる。

2. 顕彰活動の歴史

(1) 江戸時代の顕彰活動

【芭蕉句碑（二木塚）・謙阿句碑（名月塚）】

竹駒神社境内に所在する。大鳥居をくぐり、二の鳥居から三の鳥居と進んで行くと、鍵の手に曲がった参道の右手に、2基の顕彰碑が並び立っている。資料10の写真の向かって左側に立つ碑が「芭蕉句碑（二木塚）」、右側に立つ碑が「謙阿句碑（名月塚）」である。

それぞれの句碑には、以下のように記されている。



資料10 芭蕉句碑（二木塚）・謙阿句碑（名月塚）

芭蕉句碑（二木塚）

芭蕉翁 さくらより松は二木を三月越し

（句碑の左側面）

当社より二木の松へ二丁余

謙阿句碑（名月塚）

芭蕉翁六世東龍斎謙阿 朧より松は二夜の月にこそ



資料11 謙阿編『葛乃霜』表紙（宮城県図書館所蔵）

句碑が建立された時期や建立者について、句碑には記されていない。しかし、句碑にある謙阿という人物については、江戸時代に岩沼を治めていた古内家の給士で自ら蕉風6世を名乗った俳人とされる（岩沼市史編纂委員会 1984・p42 参考

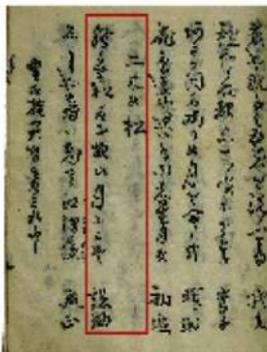
物換星うつる事、如夢幻影の世のさま、誠に奇なる哉。むかし芭蕉翁、呉竹の世に在せし時、元禄の初とかや、奥羽紀行の折、武隈の松見むとて岩沼の郷にいたり、「松は二木を三月越し」のこと葉を残し給ふ。誰か是を石面に穿て鎮護社頭に建置、誉名を崇むも宜也けれ。今百年の遠忌に此里の謙阿老人、門葉の需に応じ、俳諧をまうけつゝ、翁の発句を四季の巻頭となし、小冊を綴り、葛の霜と号け、はた子に序せよとなり。武蔵あぶみ、さすがに辞せむもおこがましく、忽老昧を忘れ、そこはかとなくかい付て其責を塞ぐ。嗚呼、めくら蛇におそれずになむ侍らんかし。

肯時寛政五癸巳のとし仲冬良辰の日

東奥隈南 玄冬庵述

資料12 謙阿編『葛の霜』序文(佐々木1961・p42 参考文献参照)

文献参照)。謙阿の活動の様子は『葛の霜』(謙阿編・寛政5年(1793)刊行)に見られ、寛政5年(1793)に岩沼光明院天竜寺(明治時代に廃絶)で、芭蕉翁百年忌法要を営んだことが記されている。また、その際に句会を開催したことも記されており、『葛の霜』は謙阿がこの時の句会の内容をまとめて刊行した句集である。この句集に謙阿句碑(名月塚)に記された句も収載されていることから、2基の句碑は芭蕉翁百年忌法要に併せて行われた句会や句集の刊行とともに、顕彰の一環として謙阿により寛政5年(1793)に建立されたと推定されている(岩沼市史編纂委員会1984・p42 参考文献参照)。なお、仙台大崎八幡宮の神官、大場雄淵が文政12年(1829)以前に著した『奥州名所図会』に竹駒神社境内の芭蕉句碑についての記述があることから、2基の句碑は文政12年(1829)以前には建立されていたようである。



資料13 『葛の霜』(宮城県図書館所蔵)所収の「臘より…」の句

(2) 明治時代以降の顕彰活動

【二木松碑】

明治時代以降の建立である。建立者は岩沼町の青年団長で、醸造業を営む松尾小左衛門、書は郷土史家の鈴木省三(雨香)である。「武隈の松」の傍に建立されており、碑面に次の2首が万葉仮名で記されている。

宇恵し登き ち起里やしけ舞 多計久満の
松をふたび あ飛見つ留嘉那
藤原 元良
堂希久満の 松八二木越 美屋古人
い可がと問ハバ み起とこたへ舞
橘 季通



資料14 二木松碑

【二木の松碑】

岩沼町青年団によって、昭和3年に「武隈の松」の傍に建立された。碑面に「二木の松」と記されている。

(3) 現代の顕彰活動

【二木の松史跡公園】

奥の細道紀行300年を記念し、ふるさと創生事業により史跡公園として平成元年(1989)に整備され、平成3年(1991)に開園した。公園内には東屋やトイレ等の施設が整備されており、植栽は和種を主体に構成されている。また、公園内には開園に伴って建立された芭蕉句碑があり、碑面には芭蕉が『おくのほそ道』の中で「武隈の松」について詠んだ「桜より松は二木を三月越し」の句が記されている。公園内は、市の委託により、地元の二木松寿会が定期的に清掃を行い、美化に努めている。

【芭蕉像と句碑】

平成25年に、市によって「奥の細道サミット岩沼大会」の開催を記念した芭蕉像と句碑(今井眞正氏制作、岩沼建設産業同友会寄贈)が、JR岩沼駅前広場から「武隈の松」を眺めるように設置された。

【松尾芭蕉「奥の細道」いわぬま二木の松俳句大会】

平成28年度より市教育委員会によって、市内小学5・6年生と中学生を対象に「松尾芭蕉「おくのほそ道」いわぬま二木の松俳句大会」が開催され、「武隈の松」や竹駒神社等の歴史的地域資源を題材にした句作を通して、郷土への愛着を育む活動を行っている。



資料15 二木の松碑



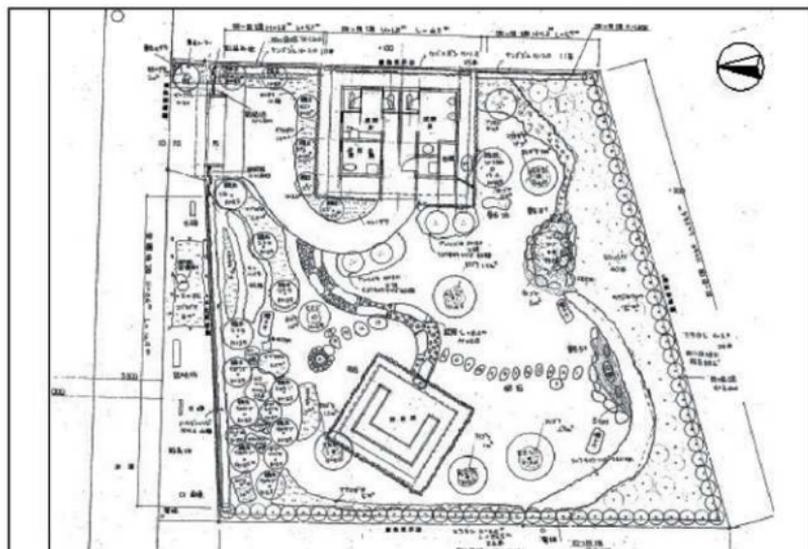
資料16 二木の松史跡公園



資料17 芭蕉像と句碑



資料18 俳句大会の展示風景



資料 19 二木の松史跡公園植栽配置図



資料 20 「武隈の松」と顕彰碑等の位置関係

第4章 名勝の本質的価値と景観の構成要素

第1節 名勝の本質的価値

芭蕉は『おくのほそ道』において、変転と不変を同時に捉えようとした「不易流行」の世界観を表現した。後世の人々は「おくのほそ道の風景地」を、芭蕉の「不易流行」の精神が具現化した風景と捉え、近世・近代を通じて観賞の対象としてきた。往時の遺風を残す「おくのほそ道の風景地」は、今なお高い観賞上の価値を有し、個別の価値とともに相互の繋がりのある一体としての景観を形成している。

「武隈の松」を訪れた芭蕉は、能因や西行の歌に詠まれた著名な歌枕の松を目の当たりにする。歌に詠まれた姿と変わらぬ樹形に「め覚る心地」を覚え、植え継ぎの歴史に思いを巡らせつつ、「桜より松は二木を三月越し」の句を詠んでいる。芭蕉は、植え継がれながらも往昔の姿を残し、歌枕として詠み継がれる武隈の松に「不易流行」の精神を見いだしたといえる。これらから、名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の本質的価値は、次の2点に集約される。

- ・ 根元から幹が二又に分かれた松の樹形（不易）
- ・ 松が植え継がれてきたこと（流行）

第2節 景観の構成要素

1. 構成要素の分類

景観の構成要素を「本質的要素」と「顕彰的要素」に分類し、以下のとおり定義する。

本質的要素	「武隈の松」の本質的価値である「根元から幹が二又に分かれる松の樹形（双幹形）」と「松が植え継がれてきたこと」を表す要素である。また、適切な保存管理により、将来に守り伝えるべき景観要素である。
顕彰的要素	「武隈の松」の本質的要素以外の要素で、歌枕の顕彰に係る要素や松尾芭蕉及び『おくのほそ道』の顕彰に係る要素である。本質的要素に付随して成立し、本質的要素を補強する景観要素である。

2. 構成要素

本質的要素	
武隈の松	<p>「武隈の松」は、平安時代中頃に藤原元善が植え継いだことを詠んで以降、多くの歌人にその樹形を詠まれてきた陸奥国の著名な歌枕である（p14・資料4参照）。12世紀半ばの歌論書「奥儀抄」には、「武隈の松」が野火や枯死等で失われるたびに、植え継がれてきた物語が記載されている。そして、長い年月を経るうちに「武隈の松」が失われても、その有無にかかわらず、歌枕として文人墨客に詠み継がれてきた。</p> <p>また、芭蕉が『おくのほそ道』の中で、根元から幹が二又に分かれた「武隈の松」の樹形を「昔の姿うしなはず」と記しているように、「武隈の松」は、植え継がれてもその樹形を保持・継承されてきた。</p> <p>以上のことから、「武隈の松」は、植え継がれてもその樹形が保持・継承されてきたこと（不易）と、失われるたびに植え継がれてきたこと（流行）によって、変転と不変を同時に捉えようとする、芭蕉の「不易流行」の世界観を体現している景観要素である。</p>
顕彰的要素	
(名勝指定範囲外)	
芭蕉句碑（二木塚） ・ 謙阿句碑（名月塚）	<p>文政12年（1829）以前に、蕉風六世を名乗った江戸時代の岩沼の俳人、謙阿によって竹駒神社境内に建立されたと考えられている。芭蕉を顕彰する句碑である。隣には謙阿句碑（名月塚）が建立されている。謙阿は、寛政5年（1793）に芭蕉翁百年忌法要と句会を催し、その内容をまとめた句集『葛の霜』を刊行するなど、芭蕉の顕彰に努めたことが知られている。</p>
二木松碑	<p>明治34年に建てられた歌枕「武隈の松」を顕彰する歌碑である。岩沼の醸造家、松尾小左衛門が建立、書は鈴木省三（雨香）によるもので、藤原元良（善）と橘季通の歌が記されている。</p>
二木の松碑	<p>昭和3年に建てられた歌枕「武隈の松」を顕彰する石碑である。当時の岩沼町青年団によって建立された。</p>
二木の松史跡公園	<p>奥の細道紀行300年を記念し、「武隈の松」の保存活用のために平成元年に整備され、平成3年に開園した。公園敷地が全て名勝指定範囲となっており、「武隈の松」の周囲の景観を形成する。</p> <p>植栽は、和種を主体に構成され、東屋、トイレ、説明板などの便益施設が整備されている。また、市の委託により地元の二木松寿会が定期的に公園内の清掃を行っている。</p>



- 本質的要素
- 顕影的要素 (名勝指定範囲内)
- 顕影的要素 (名勝指定範囲外)

資料 21 構成要素配置図

第5章 構成要素の現状と課題

第1節 本質的要素の現状と課題

【 武隈の松 】

1. 現状

市教育委員会が管理している。現在の「武隈の松」は、幕末に現在地に移植されたとみられる樹齢150年以上と推定される黒松で、根元から幹が二又に分かれた樹形が保持されている。昭和50年代に除草剤散布の影響で衰弱したが、その後毎年施肥や消毒等を行い、適切に管理されてきたため、現在は樹勢が回復しつつある。根元は木柵とロープで保護されているが、市道の下に伸びる根の先端部が圧迫されている。



資料22 「武隈の松」

2. 課題

- (1) 「武隈の松」の樹勢及び樹形を維持する方策を検討する必要がある。
- (2) 植え継ぎの方策を検討する必要がある。
- (3) 後継松育生の方策を検討する必要がある。

第2節 顕彰的要素の現状と課題

【 芭蕉句碑（二木塚）・謙阿句碑（名月塚） 】

1. 現状

名勝の指定範囲には含まれていない。竹駒神社境内に所在し、石碑の周囲を植栽で保護されている。竹駒神社によって、現状は良好に管理されている。

2. 課題

- (1) 江戸時代に建立された、芭蕉を顕彰する重要な要素であるとともに、『曾良旅日記』に記されている竹駒神社と一体となった活用を図る視点からも名勝への追加指定の必要がある。
- (2) 竹駒神社と連携した維持管理体制の構築を検討する必要がある。



資料23 芭蕉句碑（左）・謙阿句碑（右）

【 二木松碑 】

1. 現状 (p20 資料 14 参照)

市教育委員会が管理している。名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の指定範囲に含まれており、「武隈の松」や「二木の松碑」と近接した位置に建てられている。石碑の保存状態は良好で、周辺を植栽で保護されている。

2. 課題

他の顕彰碑や歴史資源と一体での活用を検討する必要がある。

【 二木の松碑 】

1. 現状 (p21 資料 15 参照)

市教育委員会が管理している。名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の指定範囲に含まれており、「武隈の松」や「二木の松碑」と近接した位置に建てられている。石碑の保存状態は良好で、周辺を植栽で保護されている。

2. 課題

他の顕彰碑や歴史資源と一体での活用を検討する必要がある。



資料 24 二木の松碑（手前）と二木松碑（奥）

【 二木の松史跡公園 】

1. 現状

市の復興・都市整備課が管理している。名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」の指定範囲に含まれており、東屋やトイレ、説明板等の便益施設が整備されている。また、植栽は和種を主体に構成されている。

2. 課題

公園施設の継続的な整備と植栽の種類や配置等の適切な管理を検討する必要がある。



資料 25 二木の松史跡公園内の全景

第6章 保護の理念と保存・活用の基本方針

第1節 保護の理念

樹勢・樹形の維持と植え継ぎによる景観の保全及び継承

根元から幹が二又に分かれた樹形を維持し、植え継ぐことで、本質的要素である「武隈の松」によって表される景観を将来にわたって保全していく。また、その景観を貴重な歴史的地域資源として現代に活用し、後世に継承していく。

第2節 保存・活用の基本方針

1. 保存の基本方針

樹勢及び樹形の維持・後継松育生と植え継ぎによる「武隈の松」の保存と整備の実施

根の保護・樹勢回復・倒木対策措置等、「武隈の松」の樹勢及び樹形の維持と、育生のための諸方策を行うとともに、それに必要な整備を実施する。また、衰弱・枯死・事故等に備えた後継松の育生及び植え継ぎのための諸方策を行うとともに、それに必要な整備を実施する。

2. 活用の基本方針

文化、教育、観光を含む歴史的地域資源としての景観の活用と整備の実施

『おくのほそ道』や歌枕に因む顕彰活動の促進とともに、学校教育と連携した積極的な活用を進める。また、『おくのほそ道』ゆかりの自治体や諸団体との情報交換や、地域振興に生かす観点からのPRを図り、観光振興への寄与にも努める。これらの活用のため、二木の松史跡公園の設備や植栽の維持管理及び説明板の修繕、新規設置等の整備を実施する。

第7章 保存

第1節 保存の方向性

「武隈の松」の根の保全や樹勢回復、樹幹支持等の措置を確実に実施し、その樹形を将来にわたって維持・継承する。併せて、確実に植え継ぐため市立小中学校で計画的に松を育生していく。また、芭蕉句碑（二木塚）・謙阿句碑（名月塚）の名勝としての追加指定を目指して関係者と協議を行う。ここでは本質的要素である「武隈の松」の保存と整備の方策を述べる。

第2節 保存と整備の方策

【武隈の松】

1. 樹勢及び樹形の維持

(1) 樹勢の維持

平安時代から歌枕とされてきた、根元から幹が二又に分かれた「武隈の松」の樹形を維持するため、以下の措置により適切な生育環境を整備する。

①根の圧迫環境の改善措置

車歩道等の地下で、根が強い圧迫を受けている場合は、緩衝材等を施工し、根を保護する。また、庭石等の障害物により、根の生長が妨げられる場合は適宜、障害物を除去する。

②樹勢回復の措置

樹勢回復のため、「武隈の松」の菰巻き、整枝・剪定、施肥、消毒、その他必要な措置を定期的に行う。

③松くい虫被害（マツ材線虫病）の予防措置

松くい虫被害（マツ材線虫病）の予防のため、「武隈の松」にマツノザイセンチュウの侵入・増殖を防止する薬剤の樹幹注入等の措置を定期的に行う。

(2) 樹形の維持

支柱による倒木対策（p30 資料27 参照）

「武隈の松」の現状は、道路によって根が圧迫された状態で道路側に傾いて生えており、倒木の危険性が高い。松の衰弱の進行や、地震、台風等の自然現象による人的・物的事故の発生を未然に防ぎ、かつ「武隈の松」の本質的価値である樹形を長く維持していくため、早急に支柱による樹幹支持の措置を実施する。

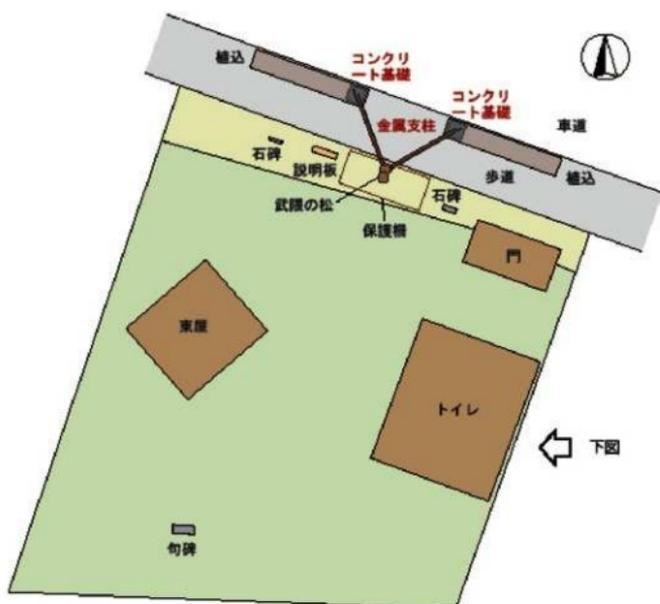
(3) 根の保全措置

保護柵の設置

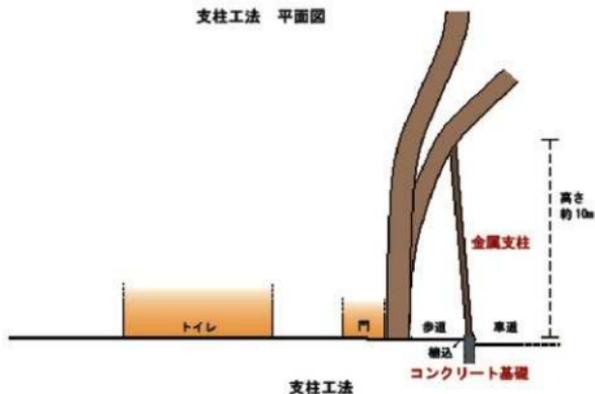
保護柵を設置し、松の根元を維持管理する。経年劣化や非常災害等による破損は適宜修繕する。後継松の保護柵については『曾良旅日記』の記述や、安政6年（1859）に著された月影舎白兔の『三月越集』の挿絵等を参考にしつつ、設置場所の状況を考慮した形状や規模、材質等を検討する。



資料26 「武隈の松」挿絵『三月越集』



支柱工法 平面図



支柱工法

資料27 支柱による樹幹支持イメージ

2. 後継松育生と植え継ぎ

(1) 後継松

①現在の「武隈の松」の後継松

二木の松史跡公園内に、根元から幹が二又に分かれた樹形の黒松が植樹されている。この松は、平成元年に二木の松史跡公園が整備された際に、当時衰弱していた「武隈の松」の状態を危惧した市民有志により「武隈の松」の後継松として、市の許可を得て現在地に植樹された。松の発見から30年以上経ったのち公園に移植され、それから32年が経過していることから、樹齢は少なくとも60年以上と考えられる。



資料28 後継松

このように、二木の松史跡公園内の黒松は、市民有志が「武隈の松」の後継松となることを願って植樹したという事実を背景にもち、根元から幹が二又に分かれた樹形を維持していることから、本計画策定委員会で協議し、後継松に認定された。本計画策定後より、市教育委員会が「武隈の松」に準じて後継松の育生管理を行う。

②市立小中学校での松の育生

岩沼を象徴する歴史的地域資源である「武隈の松」をとおして児童・生徒に郷土への愛着をもたせるため、各市立小中学校地内で計画的に松の育生を行う。育生する松の条件を以下のように定める。

ア) 松の樹形

根元から幹が二又に分かれた樹形の松とする。

イ) 松の樹種

「武隈の松」と同じ黒松とし、松くい虫被害を予防するため、松枯れに強いマツノザイセンチュウ抵抗性品種とする。

ウ) 松の育生管理体制

各学校に植樹した松の育生管理は、市教育委員会が各学校と協力して行う。

エ) 松の植樹・伐採

各学校への松の植樹や、植樹した松の伐採は、松を管理する市教育委員会と学校が適宜協議して行う。

オ) 松の育生管理に係る事項の協議

松の育生管理に係る事項は、松を管理する市教育委員会と学校が適宜協議する。

カ) 松を育生する市立小中学校

松を育生する市立小中学校8校は、以下のとおりである。

岩沼小学校	・	玉浦小学校	・	岩沼西小学校	・	岩沼南小学校
岩沼中学校	・	玉浦中学校	・	岩沼北中学校	・	岩沼西中学校

③後継松の条件

「武隈の松」の景観を長く維持していくために、本質的価値である「植え継ぎ」を実施していくにあたり、後継松の条件を以下のように定める。

ア) 後継松の樹形

「根元から幹が二又に分かれた松の樹形」が「武隈の松」の本質的価値のひとつである。よって、その後継松の樹形も本質的価値に示されている「根元から幹が二又に分かれた松の樹形」を保持している必要がある。

イ) 後継松の樹種

現在の「武隈の松」の樹種は黒松で、市木も黒松が制定されている。幕末の頃に、市内二野倉海岸にあった松が移植されたといわれており、樹齢は約150年以上と考えられている。この二野倉海岸一帯は、江戸時代に仙台藩の主導で「浪塩風除」の黒松が植樹された(岩沼市史編纂委員会2018b・p42 参考文献参照)。以後、地域の人々によって維持管理されてきたため、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による大津波来襲以前は黒松の海岸林が発達していた。沿岸部に黒松の林が広がる様子は、江戸時代以来の岩沼の歴史的景観である。黒松は市木にも制定され、岩沼を象徴する歴史的景観を形成してきた樹種といえる。

よって、後継松は岩沼の歴史的景観を形成し、現在の「武隈の松」と同じ樹種の黒松とし、松くい虫被害を予防するため、松枯れに強いマツノザイセンチュウ抵抗性品種とする。

ウ) 後継松の認定と移植

後継松は、ア)、イ)の条件を満たし、市立小中学校地内で育生された松の中から、有識者委員会によって認定される。その後、速やかに二木の松史跡公園に松を移植する。

エ) 後継松の育生管理

後継松の育生管理は、「武隈の松」に準じて市教育委員会が行う。

(2) 植え継ぎ

①有識者委員会の設置

「武隈の松」の植え継ぎを適切に行うため、有識者委員会を設置する。

②有識者委員会での主な協議事項

ア) 「武隈の松」及び後継松が衰弱・枯死・事故等により維持が困難になった場合、もしくは、根元から幹が二又に分かれた樹形の維持が困難になった場合の植え継ぎに関する事項(植え継ぎの可否、植え継ぎの位置、植え継ぎ後の方策等)。

イ) 「武隈の松」の承認及び後継松の認定に関する事項。

ウ) その他、教育委員会が必要と認める事項。

③有識者委員会設置の時期

ア) 「武隈の松」及び後継松が衰弱・枯死・事故等により維持が困難になった場合、もしくは、根元から幹が二又に分かれた樹形の維持が困難になった場合。

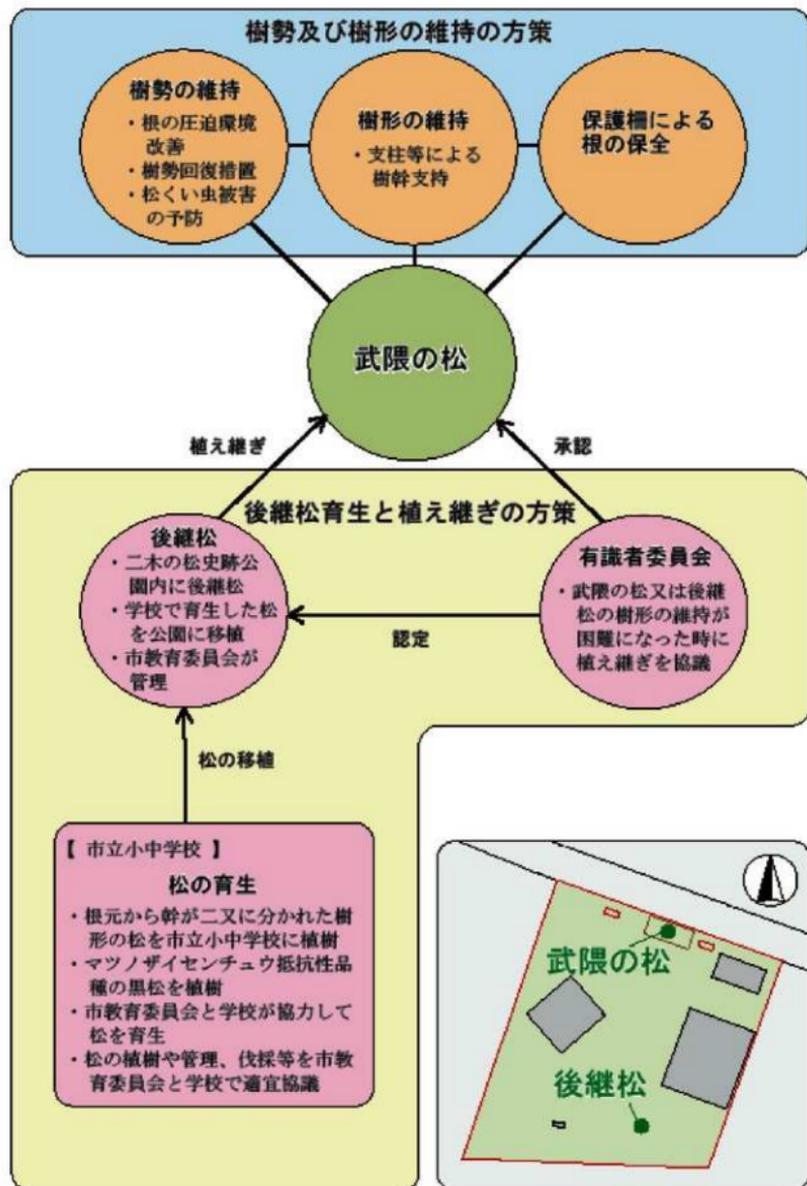
イ) その他、教育委員会が必要と認める場合。

④有識者委員会の構成

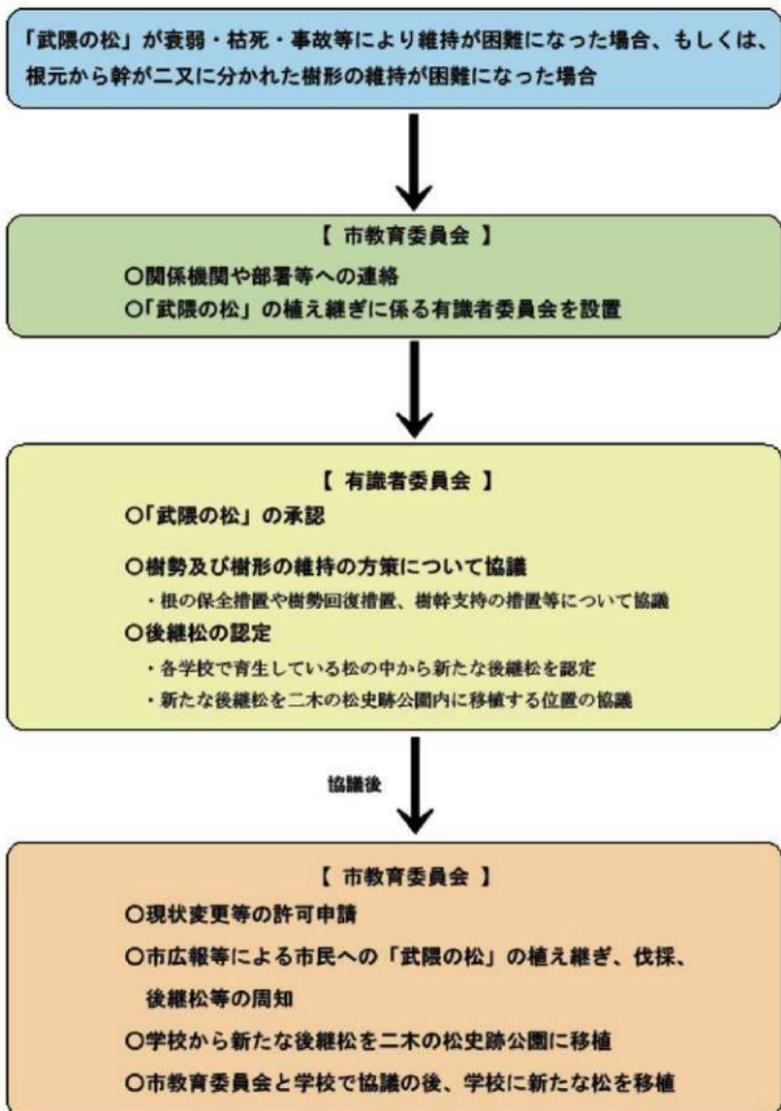
ア) 有識者委員会は学識経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者で構成する。

イ) 学識経験者には文化財、造園、樹木の専門家を含む。

ウ) 有識者委員会の委員は、名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」保存活用計画改訂委員を兼ねることができる。



資料 29 保存と整備の方策のイメージ



資料30 植え継ぎ手順のフロー図

第8章 活用

第1節 活用の方向性

『おくのほそ道』や松尾芭蕉、あるいは歴史的地域資源を活用した顕彰活動に努め、俳句大会等の市民の文化的活動の促進に努める。また、国語科や社会科等の授業や総合的な学習での独自教材の提供、あるいは出前授業や校外学習での解説等、学校教育との連携を深める。さらに、『おくのほそ道』ゆかりの自治体や団体との幅広い連携に努め、パンフレット等の刊行による積極的な情報発信によって観光振興に寄与する。これらの活用のため、説明板の修繕等の整備のほか、二木の松史跡公園内の施設や植栽の適切な維持管理に努める。

第2節 活用と整備の方策

1. 顕彰活動の充実

「松尾芭蕉「奥の細道」いわねま二木の松俳句大会」の継続に努め、市民や児童・生徒が『おくのほそ道』への興味・関心をもち、伝統的な文化に触れる基盤づくりに努める。

2. 学校教育との連携

「武隈の松」や『おくのほそ道』に触れる機会づくりに努め、国語科や社会科等の授業や総合的な学習での文化財担当職員による「武隈の松」の解説、芭蕉と岩沼の歴史的地域資源を絡めた出前授業、あるいは独自教材の提供や校外学習での現地解説を行い、児童・生徒に『おくのほそ道』や地域への愛着をもたせる。

3. 芭蕉ゆかりの自治体・団体との交流促進

『おくのほそ道』や芭蕉ゆかりの自治体・団体との交流促進のため、パンフレット等の刊行により、積極的に情報提供を行って「武隈の松」の魅力を発信し、観光振興に寄与する。また、ふるさと展示室を活用して、「名勝おくのほそ道の風景地」指定地の自治体と連携した共同企画展等の実施に努め、名勝の一体的なPRを図る。

4. 二木の松史跡公園

「武隈の松」を訪れた市民や観光客の憩いの場とするため、トイレや東屋等の公園内の便益施設の維持管理に努め、防犯・安全管理上の簡易な設備等の設置は、景観への配慮を十分に考慮のうえ、適切に措置する。植栽は「武隈の松」の景観への影響が大きいため、和種を主体とする構成とし、景観を阻害しないように維持管理に努める。また、経年劣化した説明板を修繕し、来園者に「武隈の松」の魅力がわかりやすく伝わるように努める。

5. ふるさと展示室

考古資料を中心とした原遺跡に関する展示コーナーの他、江戸時代の岩沼のジオラマや『おくのほそ道』をテーマとした展示コーナー等の内容を随時更新する。歴史的地域資源活用の拠点として位置付け、幅広い活用に役立てる。

第9章 現状変更等及び復旧の取扱い

第1節 文化財保護法による現状変更等の取扱い

文化財保護法第125条の規定により、名勝おおくのほそ道の風景地の指定地内において、「現状変更」及び「保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更等」という。）を行おうとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

文化財保護法

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

現状変更等の対象とならない場合については、文化財保護法第125条のただし書に記載されており、以下の3点が掲げられている。

1. 維持の措置

維持の措置の範囲については「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条により、以下のとおり規定されている。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 （維持の措置の範囲）

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

2. 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

（例）地震や台風等の非常災害時に行う応急的な措置

3. 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

（例）日常的に実施する植物や施設等の維持管理

許可権限を有する者	根拠法令	内容
文化庁長官	1 文化財保護法 第125条	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2の法令の規定以外で名勝等の保存に影響を及ぼす行為
岩沼市教育委員会	2 文化財保護法施行令 第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模建築物*1で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ・工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修**又は道路の舗装もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） ・文化財保護法第115条第1項に規定する名勝の管理に必要な施設の設置又は改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・建築物等の除却 ・木竹の伐採 ・名勝の保存のため必要な試験材料の採取
許可不要	3 文化財保護法 第125条ただし書	<ul style="list-style-type: none"> ・維持の措置（維持の措置の範囲は、特別史跡・名勝・天然記念物又は史跡・名勝・天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に規定） ・非常災害のために必要な応急措置 ・保存に影響を及ぼす行為について、影響が軽微なもの

*1：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のもの。

*2：改修又は除却にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。

資料33 現状変更等の許可権限等（p45・関係法令参照）

第2節 指定地の現状変更等に関する取扱い

1. 指定地の現状変更等の取扱いの基本方針

- (1) 現状変更は、現状の物理的変更を伴う一切の行為とし、名勝おくのほそ道の風景地「武隈の松」指定地の現状変更については、指定地の適切な保存と活用を目的として実施するもの以外は原則として認めない。
- (2) 「武隈の松」の樹形の現状変更等は原則として認めない（枝の剪定や薬剤の樹幹注入等の日常の維持管理に伴う措置を除く）。
- (3) 現状変更等に際しては、岩沼市教育委員会と事前協議を行うものとする。
- (4) いかなる現状変更等も、その程度が必要最小限になるように配慮するものとする。
- (5) 周辺地域の景観を損ねる建物や工作物等の設置、改修については、設置者に対して景観に配慮した形態、意匠とするように協力を求める。また、指定地の景観に影響を及ぼす開発行為等が予測される場合には、事業者への啓発に努め、意匠、構造、材料等に最大限の配慮が行われるように協力を求める。
- (6) 本計画に定めのない事項は、関係機関や部署等と協議のうえ個別に判断することとする。

2. 適切な保存及び活用を目的とした現状変更等の例

- (1) 適切な保存を目的とした現状変更等の例としては、以下のものが挙げられる。
 - ① 「武隈の松」及び後継松が衰弱・枯死・事故等により維持が困難になった場合、もしくは、根元から幹が二又に分かれた樹形の維持が困難になった場合の植え継ぎに係る移植や伐採。

- ②「武隈の松」及び後継松への支柱の設置、付け替え。
- ③「武隈の松」及び後継松に悪影響を及ぼす要素の除却、移設。
- ④保護柵の設置、改修、除却等の「武隈の松」及び後継松の生育環境を改善するための整備。
- ⑤保存のための工作物の設置、改修、除却、色彩の変更。
- ⑥発掘調査を含む保存のための各種学術調査。

(2) 適切な活用を目的とした現状変更等の例としては、以下のものが挙げられる。

- ①説明板の設置、改修、除却。
- ②植栽の移植、除却（樹木の伐根を含む）。
- ③防犯カメラ等の保安設備の設置、改修、除却。
- ④公園施設及び道路施設（園路を含む）、便益施設の設置、改修、除却。
- ⑤活用のための工作物の設置、改修、除却、色彩の変更。
- ⑥電柱や電線等、地下埋設の配管類の設置、改修、除却。
- ⑦催事の開催期間に設置する誘導案内板、テント等の仮設物の設置。

3. 現状変更等の対象とならない日常的に実施する維持管理の内容

(1) 日常的に実施する植生の維持管理の内容としては、以下のものが挙げられる。

- ①「武隈の松」及び後継松の樹勢の維持に伴う措置（薬剤の樹幹注入、消毒、剪定、菰巻等）
- ②景観維持のための日常的な除草や剪定等の草本類、樹木の管理及び病虫害防止の措置。
- ③安全管理のために行う二木の松史跡公園内の枯枝の除却、枯損木等の伐採（伐採の場合は市教育委員会との協議を必要とする）。

(2) 日常的に実施する施設の維持管理の内容としては、以下のものが挙げられる。

指定地内の施設について、非常災害や老朽化により破損等が生じた場合の現状変更等に際し、部分的な部材・部品の交換、塗装の塗替え等の施設の更新作業のうち、外観、形態、意匠に大幅な変更を伴わないもの。

第3節 文化財保護法による復旧の取扱い

名勝おくのほそ道の風景地の指定地内において、地震や台風等の非常災害時に、き損に対する応急的な措置及び現状復旧を行おうとするときは、文化財保護法第127条第1項の規定により、復旧に着手しようとする日の30日前までに届け出なければならない。

文化財保護法

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

第10章 管理・運営の基本方針

第1節 現状と課題

名勝指定地は全て市有地である。「武隈の松」の管理は市教育委員会生涯学習課が行い、二木の松史跡公園の管理は市の復興・都市整備課が行っている。また、歩道部分の管理は市の土木課が行っている。公園内は市の委託により、地元の二木松寿会によって定期的に清掃が行われている。名勝指定地の隣接地は、北側に市の土木課が管理する市道、東側に駐車場、その他は民家となっている。このように、名勝指定地の管理及び諸手続きは複数の部署や機関によって行われており、景観を保全していくために各部署や機関との連携体制の構築が必要である。また、清掃を委託している二木松寿会や隣接地の所有者等と情報を共有し、連絡を取り合える体制づくりが必要となる。

第2節 方向性・方法

管理・運営の基本方針

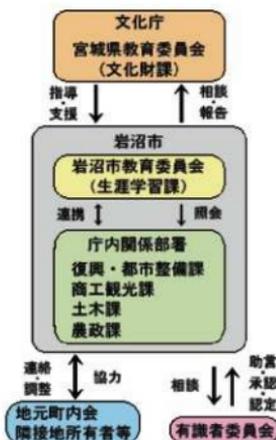
関係部署や機関等との情報共有体制の構築

現状変更等又は維持管理業務等の取扱い、連絡調整は市教育委員会生涯学習課が担当し、必要に応じて文化庁及び宮城県教育委員会と協議する。また、定期的に関係部署への照会を行い、必要に応じて連絡協議会等を設置して名勝指定地に関わる施策について情報共有する。

また、地元町内会や隣接地の所有者等と情報共有体制の構築に努め、名勝の指定内容について周知し、協力して景観の保全に努める。



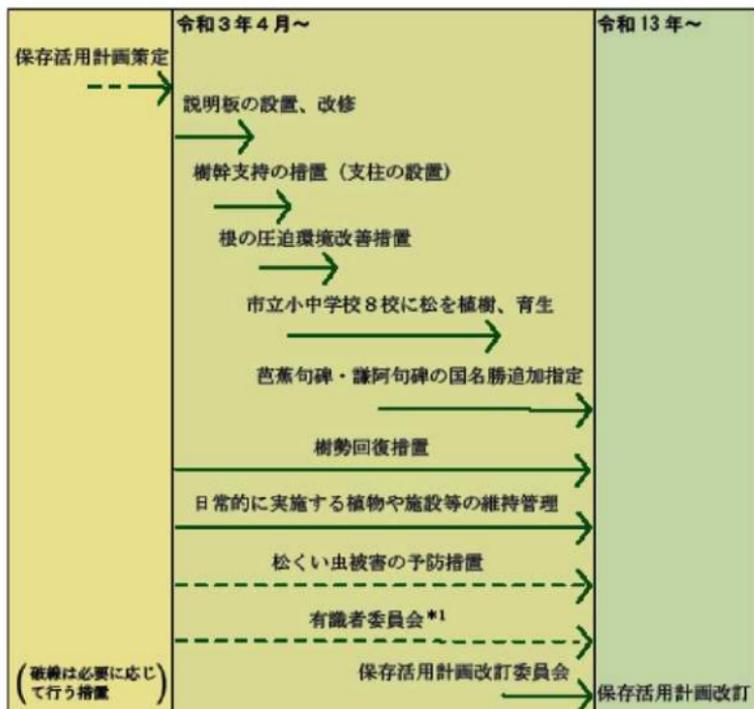
資料34 名勝指定地の所管部署



資料35 管理・運営の体制

第3節 保存活用計画策定後の管理・運営

本計画策定後の管理・運営については、市教育委員会生涯学習課が連絡調整を行い、関係する部署や市文化財保護委員会等の機関と連携を図りながら推進に努める。また、地元町内会、隣接地所有者、地域住民等と情報を共有し、協力関係の構築に努める。今後の運営のイメージは以下のとおりである。



*1「武隈の松」及び後継松が衰弱・枯死・事故等により維持が困難になった場合、もしくは根元から幹が二又に分かれた構形の維持が困難になった場合に設置。

資料36 保存活用計画策定後の管理・運営イメージ

名勝指定地の現状変更、維持管理に係る業務、保存活用計画策定後の管理・運営等に関する問い合わせ先は以下のとおりである。

【問い合わせ先】

岩沼市教育委員会生涯学習課文化財係
〒989-2448 宮城県岩沼市二木二丁目8番1号
TEL 0223-25-2302
E-mail bunkazai@city.iwanuma.miyagi.jp

【 参考文献 】

- 菊田 定郷 1933 『仙台人名大辞書』 仙台人名大辞書刊行会
佐々木 喜一郎 1961 『岩沼物語』 岩沼観光協会
萩原 恭男 校注 1982 『岩波クラシックス8 芭蕉おくのほそ道 付曾良旅日記 奥細道
菅菰抄』 岩波書店
竹駒神社編集委員会 1993 『竹駒神社』
金沢 規雄 1995 『おくのほそ道前後—仙台俳諧史の形成—』 おうふう
尾形 侑 2001 『おくのほそ道評釈』 角川書店
上田 正昭 他 監修『日本人名大辞典』 講談社
小室 博一 2009 『奥の細道を歩く』 JTBパブリッシング
千葉 宗久 2012 『いわぬま歴史散歩』
佐藤 勝明 2014 『人をおろく 松尾芭蕉と奥の細道』 吉川弘文館
山本健吉 2018 『奥の細道 現代語訳・鑑賞（軽装版）』 飯塚書店
岩沼市史編纂委員会 1984 『岩沼市史』
岩沼市史編纂委員会 2012 『子ども岩沼市史』
岩沼市史編纂委員会 2015a 『岩沼市史』第4巻 資料編Ⅰ 考古
岩沼市史編纂委員会 2015b 『岩沼市史』第5巻 資料編Ⅱ 古代・中世
岩沼市史編纂委員会 2018a 『岩沼市史』第1巻 通史編Ⅰ 原始・古代・中世
岩沼市史編纂委員会 2018b 『岩沼市史』第9巻 特別編Ⅰ 自然
岩沼市史編纂委員会 2019 『岩沼市史』第6巻 資料編Ⅲ 近世
文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』

附章1 名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針（案）

平成28年1月

文化庁文化財部記念物課名勝部門

1. 名勝おくのほそ道の風景地としての風致景観の維持、環境の創出に努める。

芭蕉が『おくのほそ道』に表現しようとした俳句の精神及び風景を捉える視えをはじめ、時代背景を偲ぶことができるように優れた風致景観を維持するとともに、良好な環境の創出に努める。なお、名勝おくのほそ道の風景地の保存・活用においては、特に、芭蕉が『おくのほそ道』において到達した風景観の根幹をなす「不易流行」の精神に留意する。

2. 『おくのほそ道』の文脈を中心としつつ、各地域における多様な活用の方向を模索する。

各指定地が広域に点在しつつも『おくのほそ道』を通じて密接不可分に繋がる一連の風景地であることを来訪者が体感できるように、指定地相互の関連性を踏まえた方策を講じる。加えて、行政区に所在する文化遺産・自然遺産や地域社会・地域住民との繋がりにも注目し、関係する部局・組織等と緊密に連携を図りつつ、各指定地をめぐる固有の状況に十分配慮した多様な活用の方向を模索する。

3. 指定地の諸要素を適切に維持・改善し、公開・活用に必要な施設等を整備する。

おくのほそ道の風景地の指定地としての風致景観を保護するため、必要な管理を継続的に励行し、諸要素の適切な維持・改善を図る保存修理や修景等に係る事業を立案・実施する。また、維持管理や活用事業への地域住民の積極的・自発的な企画・参加も視野に入れ、芭蕉の事蹟や『おくのほそ道』の紹介、名勝おくのほそ道の風景地の本質的価値や指定地の位置付け等に関する情報提供並びに公開・活用方策の効果的な実施を促進するための施設等の整備（指定地外の隣接地における資料館・ガイダンス施設等の整備を含む。）を検討する。

4. 指定地と周辺地域の一体的な保全措置を講じる。

名勝おくのほそ道の風景地の指定地としての一体性を前提としつつも、各地域の実情を踏まえ、指定地の周辺地域における河川護岸施設・海岸堤防等の安全上不可欠な施設及び道路・鉄道等の生活・生業上不可欠な施設等については、指定地の風致景観に及ぼす視覚的影響や騒音等の状況を踏まえて修景等の保全措置を講じる。また、特に、指定地に隣接し、指定地と一体の風致景観を成す区域については、追加指定の可能性を検討するとともに、各地方公共団体において固有の方針に基づき策定される景観計画等の下に指定地の周辺環境に相応しい保全措置を講じることを検討する。

5. 包括的な保存・活用を推進するために、指定地の効果的な運営の方法と体制を段階的に整えていく。

名勝おくのほそ道の風景地としての一体的な保存管理・公開活用を実現するため、関係する県・市町の教育委員会文化財保護担当課は、相互の連携・協力の方策を検討する。各県教育委員会は、関係市町教育委員会における保存活用の取組を支援するとともに、近隣の県教育委員会と相互の意思疎通・情報交換に努める。また、各市町教育委員会は個別保存管理計画の策定を推進するとともに、特に「名勝おくのほそ道の風景地ネットワーク」（平成26年5月設立）等を通じて活発に協議を重ねることにより、包括的な保存・活用に係る効果的な運営の方法と体制を段階的に整えていく。

6. 各県・市町の体制や地域の実情に応じて、実現可能な事業計画を策定し、確実に実施する。

各市町が管理する指定地及びこれを取り巻く状況並びに取組体制は多様であることから、それぞれの実情に応じて、指定地の保存・活用の施策、周辺地域を含む一体的な保全措置、運営の方法・体制等について、実施可能性を十分視野に入れた事業計画を策定し、確実な実施に努める。事業計画策定に当たっては、短期的に実施が求められかつ実施が可能な項目と、中長期的な展望の下に実施に向けて準備を整えていくべき項目とに区分し、実現可能な内容・行程を検討する。

7. 保存・活用の状況及びそのための事業の進捗を的確に把握・評価し、計画改定等に反映する。

各県・市町の教育委員会文化財保護担当課は、それぞれ所管する指定地の保存・活用の状況及びそのための事業の進捗を的確に把握・評価し、5～10年を目途に検討されるべき個別保存活用計画や事業計画の改定等に反映する。また、その他の指定地との一体性を充実していく観点から、名勝おくのほそ道の風景地の全体にわたる保存・活用の状況や各種事業の進捗・効果等に関する相互の情報共有・意見交換等を促進し、より良い保存活用施策の実現に向けた連携・協力の在り方を検討する。

附章 2 関係法令

文化財保護法（抄）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
最終改正：令和 2 年 6 月 10 日法律第 41 号

第三章 有形文化財 第一節 重要文化財 第三款 保護

（現状変更等の制限）

- 第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
 - 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
 - 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

- 第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
 - 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
 - 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
 - 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
 - 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

- 第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

- 第一百一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

第百二十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。（復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は喪失しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、喪失し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並び

にその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
（書類等の経由）

- 第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき書類その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

文化財保護法施行令（抄）

（昭和50年9月9日政令第267号）
最終改正：平成31年4月1日政令第18号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからオまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る第百二十五条第一項並びに同条第二項において準用する第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第百五十五条第一項（法第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定

市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を对象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を对象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

- 二 法第二百三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからラまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抄)

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)

最終改正：平成27年12月21日文科科学省令第36号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外のものであるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外のものであるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外のものであるときは、管理団体の意見書

- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
(終了の報告)
- 第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び法令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
(維持の措置の範囲)
- 第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抄）

（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号）
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

（復旧の届出）

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 復旧を必要とする理由
 - 九 復旧の内容及び方法
 - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
 - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 一 設計仕様書
 - 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
 - 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書
(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)
- 第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
(終了の報告)
- 第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

国名勝おくのはそ道の風景地「武隈の松」
保存活用計画

令和3年3月

発行 岩沼市教育委員会

岩沼市桜一丁目6番20号

生涯学習課 TEL0223(22)1111 内線573

印刷 株式会社 国井印刷

岩沼市藤浪一丁目4番35号

TEL0223(22)2221